

【新設】（無国籍構成会社等に対する適用免除基準の不適用）

18-2-10 無国籍構成会社等については、法第 82 条の 2 第 6 項（国際最低課税額）の規定の適用はないことに留意する。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法 6 の 2）。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税を行う仕組みである。
- 3 上記 1 の国際最低課税額は、構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額の合計額であるグループ国際最低課税額のうち、一定の計算をした金額とされており（法 82 の 2 ①）、この構成会社等に係るグループ国際最低課税額とは、各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率を下回り、かつ、その対象会計年度においてその所在地国に係るその特定多国籍企業グループ等の国別グループ純所得の金額がある場合には、その対象会計年度のその所在地国に係る当期国別国際最低課税額、再計算国別国際最低課税額及び未分配所得国際最低課税額の合計額からその対象会計年度のその所在地国に係る自国内最低課税額に係る税の額を控除した残額をいうこととされている（法 82 の 2 ②一）。
- 4 この当期国別国際最低課税額の計算について、いわゆる適用免除基準（デミニマス除外）として、特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（内国法人について本特例の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局にその特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（提供義務免除規定（法 150 の 3 ③）の適用がある場合に限る。）であって、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（各種投資会社等を除く。以下同じ。）が各対象会計年度において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等の所在地国に係る当期国別国際最低課税額を零とすることとされている（法 82 の 2 ⑥⑦）。
 - (1) その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその直前の 2 対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の収入金額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が 1,000 万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。

- (2) その構成会社等の所在地国におけるその対象会計年度及びその直前の2対象会計年度に係るその特定多国籍企業グループ等の利益又は損失の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額が100万ユーロを財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額に満たないこと。
- 5 この適用免除基準について、各種投資会社等については、法令上、明示的に適用免除基準の対象となる構成会社等から除かれているところ、それ以外の構成会社等については適用免除基準の対象となるのか疑義が生ずる。この点、適用免除基準の規定は、その構成会社等の所在地国ごとに上記4(1)及び(2)の金額の計算を行い、その結果、これらの要件を満たせばその構成会社等の「所在地国に係る」当期国別国際最低課税額を零とすることとされているのであるから、所在地国がない構成会社等である無国籍構成会社等にはこの適用免除基準は適用されないこととなる。本通達では、このことを留意的に明らかにしている。
- 6 共同支配会社等に係る適用免除基準については、構成会社等に係る適用免除基準の規定が準用されているため（法82の2⑩）、無国籍共同支配会社等についても本通達と同様に取り扱われることとなる。